

## 第2期蒲郡市教育振興基本計画策定支援業務仕様書

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

第2期蒲郡市教育振興基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務の目的

蒲郡市教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定された本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として令和5年3月に策定され、令和9年度で終了することに伴い、新たに「第2期蒲郡市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。本計画は、本市の最上位計画である「第五次蒲郡市総合計画」（以下「総合計画」という。）の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画として策定し、国・県の教育振興基本計画、蒲郡市の総合計画の内容を踏まえつつ、地域の実情に応じた計画を策定するものである。

また、この計画をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定される教育大綱として位置づけるものとする。

### 2 適用範囲

本仕様書は、市が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定める。

### 3 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### 4 語句の整理

(1) 蒲郡市教育振興基本計画策定委員会は、以下「策定委員会」という。

(2) 蒲郡市教育振興基本計画策定委員会作業部会は、以下「作業部会」という。

### 5 業務概要

本業務は、単に支援・助言業務など専門的立場からのコンサルティング業務にとどまらず、事務的補助を含めた以下の項目を行い、本計画策定に向けて積極的に業務を行う。

#### 【令和8年度】

- (1) 計画策定に向けたスケジュール立案及び管理
- (2) 本計画のコンセプト案の提示、その他企画・立案
- (3) 国・県の動向分析、蒲郡市教育振興基本計画の分析、法的根拠の整理
- (4) 総合計画、その他、他部署の施策との整合性の調整
- (5) アンケート調査（市民、児童生徒、保護者、教員）の設計、実施、結果の集計、分析、報告書等の資料作成、本計画への意見の反映

#### 【令和9年度】

- (6) 施策・事業の現状分析及び課題抽出等
- (7) 計画骨子案及び計画素案の策定支援
- (8) 本計画及び概要版等の原稿（電子データ）など成果品の作成

【共通】

- (9) 作業部会・策定委員会の資料作成、会議録作成等事務局運営支援
- (10) その他、専門的見地からの助言及び全体を通じた支援

6 業務内容

上記5に記載した業務の概要について、概ね以下を想定する。

【令和8年度】

(1) 計画策定に向けたスケジュール立案及び管理

本業務の目的を十分に理解し、以下の事項を主としたスケジュール立案及びその進行管理を行う。

- ア 作業部会
- イ 策定委員会
- ウ 総合教育会議、教育委員会、市議会
- エ パブリックコメント
- オ その他、策定に必要な事項

(2) 本計画のコンセプト案の提示、その他企画・立案

全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、市民意識調査などの統計資料から、本計画立案における本市独自のコンセプト案の提示を行うこと。

なお、コンセプト案は、国の「第4期教育振興基本計画」、県の「あいちの教育ビジョン2030」及び令和5年3月に策定した「蒲郡市教育振興基本計画」の効果検証を踏まえた内容とすること。

(3) 国・県の動向分析、蒲郡市教育振興基本計画の分析、法的根拠の整理

- ア 社会潮流の分析
- イ 統計データ等による現状分析
- ウ 国、県との整合性の吟味
- エ 現行の蒲郡市教育振興基本計画の進捗状況の整理及び課題の分析等
- オ 経年トレンド分析

(4) 総合計画、その他、他部署の施策との整合性の調整

上位計画である総合計画、その他関連する計画は、本計画と関係性が強い  
ため、現状把握を行い、整理分析すること。

(5) アンケート調査（市民、児童生徒、保護者、教員）の設計、実施、結果の  
集計、分析、報告書作成、本計画への意見の反映

アンケート調査詳細については以下のとおり。

ア 実施内容

蒲郡市の教育に関するアンケート調査

イ 対象

- (ア) 市内公立学校在学の小学5年生約641名、中学2年生約643名
- (イ) 上記対象児童生徒の保護者約1,284名
- (ウ) 無作為抽出一般市民約1,500名
- (エ) 市内公立学校の小学5年生、中学2年生の学級担任

ウ 実施期間

令和8年11月初旬から12月初旬まで（予定）

エ 調査方法

小学校5年生、中学校2年生及びその保護者は、市が学校経由で配布しすべてWebで回答を行う。外国語（英語、スペイン語、タガログ語）対応。一般市民向けは、アンケート調査票を郵送し、返信用封筒にて返送又はWeb回答とする。なお、Webの回答フォームは市で構築し調査結果の入力データを受託者に提供する。一般市民向けにおいて、調査票の印刷・配布・回収に必要な作業は受託者が行い、必要な費用についても受託者が負担する（回収率は50%を想定）。教員向けはアンケート調査票をメール等で配布し回答を行う。

オ アンケート調査票

住民や教育・学習状況や生涯学習に対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査票を作成すること。内容については市と協議の上で、作業部会や策定委員会を経て決定するものとする。

また、再依頼はがきの送付等により、アンケート回収率向上に努めること。

カ アンケート調査結果の集計、分析

調査結果のデータ入力、単純集計及びクロス集計などを行う。

キ アンケート調査結果報告書の作成

【令和9年度】

(6) 施策・事業の現状分析及び課題抽出等

ア 教育振興に関する施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめ・評価を行い、本市における教育に関する現状分析及び課題の抽出を行う。

イ 重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び本市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

ウ 基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、教育振興に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(7) 計画骨子案及び計画素案の策定支援

本計画の策定にあたっては、現行の蒲郡市教育振興基本計画の実施状況を検証し、その内容について記載すること。また、(6)を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

ア 課題のとりまとめ

イ 基本理念・将来像・基本目標等の検討

ウ 計画素案の構成設定、とりまとめ

エ パブリックコメントを実施するにあたり、実施に関する助言、意見への対応案の作成、計画への反映

(8) 本計画及び概要版等の原稿（電子データ）など成果品の作成

- ア レイアウトの提案
- イ 図表、地図、イラスト、概念図、写真等を取り入れ、読みやすく親しみのあるデザイン
- ウ 最終印刷案版の原稿作成
- エ EBPM ダッシュボードの作成
- オ 学校向け概要版の作成

【共通】

- (9) 作業部会・策定委員会の資料作成、会議録作成等事務局運営支援
  - ア 策定委員会、作業部会への出席及び助言
    - ※令和8年度各2回程度、令和9年度各4回程度開催予定
  - イ 会議運営に係る提案
  - ウ 資料作成（策定委員会、パブリックコメント、総合教育会議、教育委員会、市議会など）
  - エ 議事録作成
  - オ 本計画への意見の反映
- (10) その他、専門的見地からの助言及び全体を通じた支援
  - ア 円滑な業務進行のための事務局の運営支援
  - イ 打合せ（随時）

6 成果品

- (1) 以下のものを成果品として蒲郡市に納品すること。
  - ア アンケート結果報告
    - （A4版、約100ページ、4色刷り、簡易製本） 2部
  - イ 蒲郡市教育振興基本計画本編
    - （A4版、約100ページ、表紙本文4色刷り、無線綴じ） 200部
  - ウ 蒲郡市教育振興基本計画概要版
    - （A4版、6ページ、4色刷り、ユニボイス付） 1,000部
  - エ 蒲郡市教育振興基本計画学校向け概要版
    - （A3版、見開き、4色刷り） データ納品
  - オ EBPM ダッシュボードの電子データ（CD-R、DVD-R等） 1式
  - カ 上記及び分析資料等の電子データ（CD-R、DVD-R等） 1式
    - ※電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、PDFとする。

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次市と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。なお、デザインやイラストについては必要に応じて協議する。

- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。